

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 26 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653170

研究課題名(和文)「人を罰する動機」の規定要因と影響に関する法心理学的研究

研究課題名(英文)Determinants and Consequences of Punitive Motives: A Psychology and Law Approach

研究代表者

唐沢 穰(Karasawa, Minoru)

名古屋大学・環境学研究科・教授

研究者番号：90261031

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：司法制度改革の進展に伴って「市民感覚」を司法に取り入れることの必要性が強調されている。本研究では、違法行為に対する懲罰的反応に焦点を当て、法律の専門的教育を受けていない一般人の思考様式を明らかにすることを目的とした。特に、行為ではなく人物を罰しようとする動機の影響について重点的に検討した。方法として、違法行為を題材とした心理学的実験により、懲罰的な判断や行動の規定要因を明らかにするとともに、神経科学的検討を試みた。結果は、属人的要因を理由に懲罰しようとする傾向の基礎には、応報的動機と功利主義的動機がともに作用している可能性が示された。将来の継続研究を志向する上でも示唆に富んだ結果が得られた。

研究成果の概要(英文)：Under the current attempt of Judicial System Reformation promoted in Japan, the importance of respecting the "sense of ordinary citizens" is often emphasized. In the present study, we aimed to reveal psychological processes underlying the ordinary senses among the non-experts of law, with a special focus on motives to punish a person rather than the act. In a series of experimental studies, we presented illegal acts and examined determinants of punitive judgments and behavior. We also attempted neuroscientific analyses. The results indicated that retributive and utilitarian motives both likely underlie the tendency to punish on the basis of character factors. A number of implications were provided with regard to further research possibilities.

研究分野：心理学

科研費の分科・細目：社会心理学

キーワード：法と心理学 懲罰動機 道徳性認知 量刑判断 情報処理過程

1. 研究開始当初の背景

(1) 判例分析：社会心理学分野の実証的研究によって、社会的規範に違反する行為に対する避難と懲罰の規程要因が明らかにされてきた。しかし、実際の司法、特に我が国における判例の中に、社会心理学的観点と一致する懲罰の事例をどの程度まで見いだせるのかについては必ずしも明らかでない。刑事・民事の各領域においてこの点を明らかにすることが必要である。

(2) 懲罰動機の比較対照と実証的検討：懲罰動機に関する心理学的研究では、一般人が応報的動機と功利主義的動機のそれぞれに基づいて懲罰が行われることが示されている。しかも、どちらかというところ前者の影響が強いことが示されている。しかし、各動機の操作的定義については不明確な部分も多い。そこで本研究では、応報的動機と功利主義的動機の構成要素を詳細に吟味し、実験の中での測定を試みた。

(3) 属人的要因と懲罰傾向：懲罰は原則として行為に対してなされるべきであり、人格に対する懲罰は行われるべきではない。しかし、一般人の懲罰動機はもとより、現実の司法においても人格に対する懲罰が発動される可能性が指摘されている。懲罰に値すると認知されやすい属人的要因の影響を実証的に検証することが必要である。

(4) 道徳判断の基礎となる認知過程：懲罰動機の対象とされる属人的要因のうち、特に人格道徳性は従来の研究においても注目されてきた。一般人の道徳関連判断における直観的情報処理過程と熟慮的過程の区別を強調する近年の理論モデルが提唱されているが、これら各過程の認知的特質については明らかにされていない問題が多い。

2. 研究の目的

(1) 日本国内の刑事・民事裁判における判例とこれに関わる学説について文献研究を行った。

(2) 応報的要因として犯罪の重大性、意図性、結果の深刻さなどを、また功利主義的要因として更生可能性、犯罪抑止（特別予防および一般予防）、犯罪性への認識などを操作し、量刑判断を求める心理学実験を行って、各動機の影響を比較検討した。

(3) 上記の実験に加えて、刑事事案における被告の道徳的人格に関する情報を操作し、これが量刑判断をはじめとする懲罰傾向に与える影響を吟味した。

(4) 道徳性の高低が異なる複数の人物に対する記憶・判断課題を与え、誤記憶などの指標をもとに直観的過程と熟慮的過程の区別を目指した。また、判断時の脳波（自称関連電位）を測定し分析することの可能性も模索した。

3. 研究の方法

(1) 判例データ・ベースや学説書などをもと

に、判決理由としてあげられた懲罰の根拠をリストアップし、その分類を試みた。

(2) 架空の刑事事案シナリオを呈示し、その中で犯罪の重大性、意図性、結果の深刻さなどを操作して量刑判断判断への影響を吟味した。併せて、被告に対する道徳的義憤、更生可能性認知、抑止可能性の認知、などを測定し、応報的・功利主義的の各動機について媒介効果を分析した。

(3) 上記の実験において、被告の道徳性高または低の属性を呈示し、これに対する諸指標における反応を分析した。

(4) 道徳基盤理論に基づいて、道徳性または非道徳性を示す多数の特性語をリストアップし、予備評定をもとに、実験刺激として採用する単語を選別した。これを用いて、道徳性の高低を操作した刑事被告に関する情報の再認記憶を測定し、異なる情報処理過程の分離を試みた。併せて事象関連電位を想定することにより、各過程に関わる脳神経科学的知見を得ることを目指した。

4. 研究成果

(1) 刑事事案における量刑の根拠として上げられる属人情報のリストアップを行った。前科の有無や反省の程度など、量刑の加減の根拠となると思われる要因は、社会心理学実験におけるシナリオ等の作成に取って重要な情報となり、将来の研究にとっても有益な成果が得られた。民事事案については、賠償額の調整などに関する分析が可能ではあるが、属人情報の影響を明確に特定することは難しく、今後も継続して検討すべき課題であることが明らかになった。

(2) 社会心理学分野の先行研究では、功利主義的動機よりも応報的動機がより大きな影響を及ぼす傾向が指摘されてきたが、本研究の結果は、前者のしばしば優位な影響を持つことが示された。ただし、更生可能性要因については、特に我が国では属人情報としての意味を持つ可能性も考えられ、今後の検討が必要である。また、重罪・軽罪の違いによって、功利主義的動機の発動に相違が見られる可能性も示唆された。

(3) 道徳的人格の要因は、量刑判断に対して応報的要因と同等の効果を持つことが示され、少なくとも一般人においては属人的懲罰判断が行われる可能性が大きいことが明らかになった。裁判員裁判など一般人が参加する司法手続きに関して示唆に富む結果であると言える。また、非道徳的人格に対する懲罰には、応報的・功利主義的の両動機が関与する可能性が、ここでも示された。

(4) 非道徳的人格に関する直観的・熟慮的の各過程を誤再認記憶を指標とした過程分離鉄続きによって区別する試みについては、十分な成果をあげることが困難であった。最も大きな問題は、非道徳語がもつ非日常性のゆえに、極めて高い再認正答率など通常の記憶実験のパラダイムによって接近することの困難さが明らかになったためである。一方、事

象関連電位の測定については、後期陽性成分に着目することで熟慮的過程に関する知見を得ることの可能性は示され、今後さらに洗練された手法を用いた研究を継続することの可能性が示された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

- 唐沢 穰 (2013a) 社会心理学における道徳判断研究の現状 社会と倫理, 28, 85-99.
- 唐沢 穰 (2013b) 「正義」への心理学的アプローチの可能性—法と正義の心理学的基盤・コメント2 『法社会学』78号, 175-185. (依頼論文)
- 塚本 早織・菅 さやか・唐沢 穰 (2013). 裁判員裁判の量刑決定要因に関する第三者の推測 法と心理, 13, 35-45.
- 長谷川真理・有馬 斉・唐沢 穰・高橋征仁・外山紀子 (2013). 道徳研究の最前線 法と心理, 13, 82-86.
- 浅井暢子・唐沢 穰 (2013). 物語の構築しやすさが刑事事件に関する判断に与える影響 社会心理学研究, 28, 137-146.

[学会発表](計 16 件)

- Karasawa, M., & Goto, N. (2014). Retributive versus utilitarian motivations to punish an immoral character. Paper to be presented at the 17th General Meeting of the European Association of Social Psychology, Amsterdam (July 9-12). 発表受理
- Hotta, S., Hioki, K., & Fujita, M. (2013) A Neuroscientific Approach to Trademark Genericide. The 2014 Annual Meeting of the Law and Society Association, Minneapolis, MN, USA. 5月30日 (発表受理)
- Karasawa, M. (2014). Blameworthy character invites harsher punishment: A social psychological approach to punitive motives against individuals and groups. *Keynote speech at the joint meeting of the 4th Asian Conference of Psychology and the 4th Asian Conference on Ethics, Religion & Philosophy*. Osaka International Convention Center (March 28).
- Tsukamoto, S., Asai, N., & Karasawa, M. (2014). Essentializing ethnic in-group and its impact on national identity. The 15th Annual Meeting of Society for Personality and Social Psychology, Austin, TX. (February 14).
- Hotta, S., Hioki, K., & Fujita, M. (2013) 生理指標を用いた商標の普通名称化の分析法と言語学会第5回年次大会 早稲田大学

12月1日

- 唐沢 穰 (2013a) 社会心理学からみた量刑判断 法と心理学会第14回大会 公開シンポジウム『裁判員裁判と量刑不当』九州大学 10月13日
- 唐沢 穰 (2013b) 裁判員の判断と社会心理的要因の影響(2) 日本心理学会公開シンポジウム『裁判員制度をめぐる心理学的諸問題 何が課題か、どう対処するか』同志社大学 11月9日
- Seel, M. & Karasawa, M. (2013) Different groups, same levels of prejudice? - Assessing possible differences with direct and indirect measures. 日本社会心理学会第54回大会 沖縄国際大学, 11月2日
- Karasawa, M., & Tsukamoto, S. (2013). Psychological essentialism and ethnocentrism: A case of Japanese national attitudes. Symposium presentation at the 10th Biennial Conference of Asian Association of Social Psychology, Yogyakarta, Indonesia (August 23).
- 唐沢 穰 (2013c) 裁判員の判断と社会心理的要因の影響(1) 日本心理学会公開シンポジウム『裁判員制度をめぐる心理学的諸問題 何が課題か、どう対処するか』学習院大学 6月8日
- Hotta, S., Hioki, K., & Fujita, M. (2013) A Neuroscientific Analysis of Language Used in Japanese Mixed Jury Trials: Preliminary Study. The 2013 Annual Meeting of the Law and Society Association, Boston, MA, USA. 5月30日
- 唐沢 穰 (2013d) 「企業の社会的責任」はいかにして認知・評価されるのか 産業・組織心理学会 第108回部門別研究会 組織行動部門 東京富士大学 3月30日
- 唐沢 穰 (2012a). 「ワークショップ 道徳判断研究の最前線」(話題提供). 法と心理学会第13回大会, 武蔵野美術大学, 10月21日.
- 唐沢 穰 (2012b). 「ミニシンポジウム 法と正義の心理学的基礎」(指定討論). 日本法社会学会学術大会, 京都女子大学, 5月12日.
- Karasawa, M. (2012). Punishment of an immoral character as a just desert: A case of Japanese lay judgments. Paper presented at the 14th Biennial Conference of the International Society for Justice Research, Tel Aviv, Israel (September 10).
- Karasawa, M. (2011) Social groups as a basis for explanations: How ordinary perceivers make sense of other people's behavior. A Keynote Address at the 9th Biennial Conference of Asian Association of Social Psychology, KunMing, China (July 29).

〔図書〕(計 3 件)

- 藤田雅博(編著)(2013). 法と心理学 法律文化社 (総 271 頁)
- Haslam, N., Holland, E., & Karasawa, M. (2013). Essentialism and entitativity across cultures. In M. Yuki & M. B. Brewer (Eds.), *Culture and group processes* (分担執筆 pp. 17-37). New York: Oxford University Press. (総 273 頁)
- 宮本聡介・唐沢 穰・小林智博・原 奈津子(編訳)(2013)『社会的認知研究：脳から文化まで』(S. T. フィスク/S. E. テイラー著 *Social cognition: From brain to culture*. McGraw-Hill.)(総 554 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

唐沢穰(KARASAWA, Minoru)
名古屋大学・大学院環境学研究科・教授
研究者番号：90261031

(2)研究分担者

藤田雅博 (FUJITA, Masahiro)
関西大大学・社会学部・准教授
研究者番号：60377140

日置孝一 (HIOKI, Koichi)
神戸大学大学院経営学研究科・講師
研究者番号：60509850

(3)連携研究者

()

研究者番号：